

<カタログガーのメモ>

「日本目録規則 (NCR) 2018 年版」(仮称) へのコメント

和中 幹雄

本稿は、2017年3月5日に日本図書館協会目録委員会主催の「「日本目録規則(NCR) 2018年版」(仮称) 関西検討集会」において、共催者である日本図書館研究会情報組織化研究グループの一員として、筆者が発表したコメントに基づいて作成したメモである。そのレジュメはウェブサイト上で公開されているが¹⁾、より趣旨を明確にするために、この「カタログガーのメモ」の場を借りて文章化することとしたものである。

1. 評価・点検のための3つの視点

目録委員会は、本年7月末を期限とするパブリック・コメントに付すために、「日本目録規則(NCR) 2018年版(仮称) 全体条文案」(以下「全体条文案」)を本年2月3日に日本図書館協会のウェブサイトに公開した²⁾。

筆者は、目録規則のドラフトの成否を検討する場合、次の3つの視点・立場があると思つねづね考えている。

- (1) 図書館目録利用者の視点
- (2) 図書館目録作成者の視点
- (3) 司書課程教員の視点

このコーナーが「カタログガーのメモ」と題されているように、情報資源組織化業務に関わる目録規則は、これまで、(2)の図書館目録作成者(カタログガー)の立場からもっぱら論じられることが多かった。しかしながら、利用者の観点からまとめられた目録の概念モデルであるFRBRが1998年に公開されて以来、図書館目録利用者の視点が重要視されるようになってきた。

その重要性は、経営学における顧客志向(customer oriented)の意味にとどまらず、現在および将来の書誌コントロールのあり方に大きく関係している。MARC作成機関が作成した書誌レコードを購入し、あるいは書誌ユーティリティ参加機関が共同で作成した書誌レコードのダウンロードを通じてそれらの情報を図書館OPACに搭載することで、目録作成作業が終了しているのが現状である。しかしながら、「全体条文案」が想定する書誌データ・典拠データは、対象とする資料の範囲が広範であるとともに、著作、個人、団体等に関するデータ付与は典拠コントロールに基づくことを前提としている点から見て、現状の目録作成作業の社会的仕組みでは、十全なデータ作成は不可能であると思われる。そういう点で、この規則の運用については別途の検討が必要であるが、本コメントでは、カタログガーが作成する書誌データ・典拠データは、OPAC搭載後、OPAC利用者が利活用できる形で作成・提供されなければならないということを前提として、ここでは、「全体条文案」がそのような条件を満たしているかという観点から、すなわち(1)の図書館目録利用者の視点を中

心に検討を行うこととした。

筆者の現職である(3)の司書養成教育の視点について言えば、これは(1)と(2)の両者にまたがっているが、専門的資料を除き、オリジナル目録作業に多くの図書館職員はほとんど関わっていないという現状から見ると、やはり(1)の視点に力点を置くべきであろうと考える。

また、(2)については規則策定後の運用に関わる点が多く、本コメントの趣旨にそぐわないと考えるが、あえて最後に簡単にその課題について触れておくこととした。

2. 情報環境に合致した新しいコンセプトによる規則への期待

「全体条文案」の序説では、以下のように規則の策定方針が 6 点に、規則の特徴が 13 点にまとめられている。

(1) 序説 4-1) で示された策定方針

- ① ICP 等の国際標準に準拠すること
- ② RDA との相互運用性を担保すること
- ③ 日本における出版状況等に留意すること
- ④ NCR1987 年版とそれに基づく目録慣行に配慮すること
- ⑤ 論理的でわかりやすく、実務面で使いやすいものとする
- ⑥ ウェブ環境に適合した提供方法をとること

(2) 序説 4-2) で示された規則の特徴

- ① FRBR 等の概念モデルに密着した規則構造
- ② 典拠コントロールの位置づけ
- ③ 全著作の典拠コントロール
- ④ 資料の内容的側面と物理的側面の整理
- ⑤ 関連の記録
- ⑥ 書誌階層構造
- ⑦ エレメントの設定
- ⑧ 語彙のリスト
- ⑨ 意味的側面と構文的側面の分離
- ⑩ 機械可読性の向上
- ⑪ アクセス・ポイントの言語・文字種と読み、排列の扱い
- ⑫ RDA との互換性
- ⑬ NCR1987 年版からの継続性

これらの策定方針と FRBR 等の概念モデルという新しいコンセプトに基づく規則の特徴は、インターネット時代の現状に即したものであり、基本的に賛同できるものである。また、RDA とは別に、RDA との相互運用性を担保する本格的な規則策定が行われてきたことについて、関係者（日本図書館協会目録委員会の委員および国立国会図書館収集書誌部の関係職員）に対し心から敬意を表したいと思う。

3. 新たな目録規則が備えるべき7つの特性（私見によるまとめ）

パブリック・コメントの一つとして筆者が提示した修正要望は、後述するように3点に絞っている。その他、いくつかのコメントは7月末までにさらに提出したいと考えているが、ここで示したコメントは、筆者が最も重要と考えたものに限定したものである。このコメント自体は、目録委員会に提示することで目的をすでに果たしているが、「カタログのメモ」としてあえて文章化するのは、修正案自体というよりは、その修正案としてまとめる際の「考え方」あるいは「とらえ方」を示しておきたいと考えたからである。

「全体条文案」の序説で示された策定方針および規則の特徴を筆者流にまとめると、新たな目録規則が備えるべき特性は以下の7点に集約することができる。これらの特性を「全体条文案」点検の判断基準とすることとした。

- (1) カード目録からの脱却
- (2) 国際性
 - ・FRBRの概念モデルを基本とし、ICP（国際目録原則）に準拠すること
 - ・国際目録規則であるRDAとの相互運用性を担保すること
- (3) ローカル性
 - ・日本における出版状況等に留意すること
 - ・アクセス・ポイントの言語・文字種と読みの規定
- (4) 歴史的継続性
 - ・NCR1987年版とそれに基づく目録慣行に配慮すること
- (5) 機械可読性
 - ・書誌的事項のエレメント化
 - ・実体の属性と関連の記録
 - ・語彙のリスト
 - ・意味的側面と構文的側面の分離
- (6) 社会性
 - ・図書館コミュニティ内での規則からの脱皮
 - ・他コミュニティとの相互運用性
- (7) 論理性と実務性
 - ・論理的でわかりやすく、実務面で使いやすいものとする

「(1) カード目録からの脱却」とは、記入、記述と標目といったカード目録の枠組みから本当に脱皮できているかという観点である。この点については後述する修正提案2において論じる。

「(2) 国際性」と「(3) ローカル性」は表裏一体のものである。筆者は、個人名の典拠形アクセス・ポイントの形式について論じた「RDAと国際化」（本誌66号、p.26-48掲載³⁾）において次のように述べた。

利用者の関心対象となる文字言語で表現される実体は、利用者の属する言語コミュニティが共有する言語規範と深く結びついている。書誌データ（メタデータ）作成のルールが一般的なガイドラインとなり国際性を獲得するためには、各々のローカルな場での社会的慣習、すなわち各言語規範の「特殊性」を尊重した上で、言語および文字についての「一般性」を抽出しなければならない。その点で、「国際化」(Internationalization)と「ローカル化」(Localization)は表裏一体のものである。(p. 27)

RDAは、個人名の典拠形アクセス・ポイントの形式という点において、日本語というローカル言語の言語規範の「特殊性」を尊重した上で、「国際性」と呼ぶ「一般性」をまだ獲得していないというのが、この論文の趣旨であった。「全体条文案」も同様の観点から、アクセス・ポイントの言語・文字種と読みの規定に対する修正提案2とともに、日本人の形式に関する修正提案3を示した。

「(3) ローカル性」として認識されている「日本における出版状況等に留意すること」とは、主に体现形の属性の記録の優先情報源に関わるものであろう。「図書等については、タイトル・ページが優先情報源となる」が、「タイトル・ページの情報が不十分な和資料については、奥付等を優先情報源とすることができる」(#2.0.2.2.1.1B)といった規定を指している。

「(4) 歴史的継続性」とは、「NCR1987年版とそれに基づく目録慣行に配慮すること」としているが、これは主として書誌階層に関わる規定であろう。

体现形の属性として「シリーズ表示」というエレメントが用意されているが、名と体は異なっていて、「記述対象は、シリーズに属する1巻のように、複数の書誌レベルにかかわることがある。記述対象を識別するとともに、複数の書誌レベルからの検索を可能とするため、記述対象より上位の書誌レベルの情報を、シリーズ表示として記録する」(#2.10.0.1 記録の目的)としている。「シリーズ表示」という出版物に客観的に備わっている属性を「上位書誌レベルの表示」と捉えなおすことに、筆者は当初反対であったが、構成レベルの記録(雑誌記事索引データ等)における収録誌と収録巻号の記録に充てることを目的としていることを知り、現在は納得している。

「(5) 機械可読性」については、規則の運用面に関わる点が大きく、本コメントでは直接には扱っていない。別途の検討が必要である。

筆者が最も重視するのは「(6) 社会性」である。これまで、目録規則は、図書館コミュニティ内でのみもっぱら話題となり、しかもわが国では、本誌に集う資料組織化に関心をもつ一部の図書館員や研究者に限られてきた。現状の書誌コントロールの枠組み(著者・出版社から始まる社会的な書誌情報のサプライチェーンから切断され、社会的に孤立した図書館コミュニティ内部での目録作成の仕組み)から脱皮し、サプライチェーン上流の著者・出版社で生成された書誌情報から最下流の図書館利用者までの書誌情報の利用の最大化の実現

が、ここでいう「社会性」である。

FRBR や FRAD あるいは RDA をベースとする「全体条文案」には、新たに日本語に翻訳する必要がある専門用語が頻出している。この場合、その訳語は、図書館コミュニティ内でのみ通用するものではなく、できるだけ社会一般に通用する訳語を見出す必要がある。このような観点から提案したのが、修正提案 1 である。

筆者は、「(7) 論理性と実務性」とは、実務性の背後には論理性が存在する、という考え方に立っている。修正提案 2 は当面の修正案としていて、修正の範囲が広くなることに鑑み、妥協的な修正案にとどめている。本来の論理性はさらに検討すべき事項として示した。

4. 国際目録原則における「一般原則」に基づく評価基準

「全体条文案」が準拠する国際標準の一つである国際目録原則覚書では、目録規則を作成する際の指導原則として、利用者の利便を最上位の原則とする 13 点の原則が挙げられている⁴⁾。

- 2.1. 利用者の利便性 (Convenience of the user)
- 2.2. 用語法の一般性 (Common usage)
- 2.3. 表現性 (Representation)
- 2.4. 正確性 (Accuracy)
- 2.5. 充分性および必要性 (Sufficiency and necessity)
- 2.6. 有意性 (Significance)
- 2.7. 経済性 (Economy)
- 2.8. 一貫性および標準性 (Consistency and standardization)
- 2.9. 統合性 (Integration)
- 2.10. 相互運用性 (Interoperability)
- 2.11. 開放性 (Openness)
- 2.12. アクセス可能性 (Accessibility)
- 2.13. 合理性 (Rationality)

「全体条文案」を評価する場合も、これらの一般原則に合致しているかどうかを基準として行う必要がある。本コメントでは、主として「2.1. 利用者の利便性」「2-2 用語法の一般性」「2-3 表現性」の 3 つの原則の評価基準に従って、3 つの修正提案を行うこととした。

なお、「2-3 表現性」について一点注釈を加えておきたい。

国立国会図書館収集書誌部訳⁵⁾では **Representation** を「表現性」と訳しているが、これは、「実体それ自体が表している方式によるもの」あるいは実体の忠実な反映による記述という点で、「再現性」と訳す方がいいのではないかと筆者は考えている⁶⁾。例えば、「転記の原則」はこの指導原則によるものである。

「タイトル・ページの情報が不十分な和資料については、奥付等を優先情報源とすることができる」(#2.0.2.2.1.1.1B)という規定については前述したが、情報源の選択よりも重要な

問題がある。わが国の出版物では、重要なデータが標題紙、奥付、表紙などの情報源に分散している点である。より包括的なデータを複数の情報源から取得してデータを合成することが、我が国では伝統的に行われてきた。このような場合、得られたデータとともに、その情報源を明示して記録することが、「2.3 表現性」およびその下位原則である「2.4 正確性の原則」を保障するための本来の方法であると言える。

5. 図書館目録利用者の視点からの点検

「全体条文案」に基づき作成される図書館が提供する情報（書誌情報、典拠情報）およびそれに関わる専門用語は、前述したように、社会常識にできるだけ合致するものでなければならない。また図書館が提供するそれらの情報は、利用者による利活用が容易なものでなければならない。これらの観点から、以下の3つの修正案を提示する。

5-1 修正案 1

Creator の訳語「作成者」は「創作者」に変更すべきである。

この訳語は、「国際目録原則覚書」の国立国会図書館による日本語訳⁷⁾に由来するものと思われるが、それに遡って変更すべきである。その理由は次の2点である。

- ① 図書館に関わる専門用語は、社会常識に合致するものでなければならない。
- ② 著者、作曲者、画家等を示す Creator の訳語は、Create のニュアンスを含むべきである。また、「作成者」とは別に、「データ作成者」という位相の異なる語が規則のなかに同居していて、Creator との区別を不分明なものとしている。

なお、この用語以外に、FRBR や RDA を基礎とした本規則は、新しい日本語訳の用語が多く提示されている。これまでの「標目」や「記入」といった業界内でのみ通用する用語とならないようにするという観点から、社会的・文化的慣習からの乖離をなくすために、その他の翻訳用語の点検も必要かもしれない。

5-2 修正案 2

「序説」「第0章 総説」「第1章 属性総則」の言語・文字関連条項について、付表1のとおり修正を行う。

(1) 修正案の趣旨

カード目録時代の『日本目録規則 1987 年版』（以下 NCR1987）では、アクセス・ポイントとなる標目（見出し語）は、排列を前提として、読みを介して付与される片仮名（ないしローマ字）によって表記されることとしていた。一方、「全体条文案」では、著作、個人、家族、団体などの属性の記録に基づいて、アクセス・ポイントが構築される。アクセス・ポイントの基礎となる属性一般を扱った「第1章 属性総則」によると、「書誌データの根幹は、体現形の記述である」とし、著作、個人、家族、団体などの属性の記録は、この体現形の記述やその他の参考資料の記述に基づき、これら情報源にある文字そのものが属性として記録されることになる。つまり、読みの片仮名形やローマ字形ではなく、タイトルや名称そのものがアクセス・ポイントとなる。これが、カード目録を前提とした NCR1987 との最

大の相違である。

一方、属性全般の「読み」については、「#1.12 統制形の記録」において規定されているので、著作のタイトルや個人の名称など、統制形のデータの一部として位置づけられているように見える。ただし、「読み」というデータ項目としてエレメント化されているわけではなく、「漢字仮名まじり形は、日本語のタイトルまたは名称を選択した場合に使用する。あわせてその読みを、片仮名形および（または）ローマ字形で記録する」(#1.12.1)とあり、「観覧車物語||カンランシャ モノガタリ」のように、区切り記号を介して各エレメントのデータの一部として位置づけられている。

属性（あるいはアクセス・ポイント）として記録するデータの文字種は、「漢字仮名まじり形」「片仮名形」「ローマ字形」「漢字形」「ハングル形」「原綴形」「翻字形」の7種類の文字種が規定されているが、これは、「#1.12 統制形の記録」に掲載されている以下の「表1.12 タイトルおよび名称とその読みの文字種」（付表1参照）で明らかなように、読みのデータを付与するかどうかによって由来する文字種の分類である。

ここで言う「文字種」とは、すべて「統制形の記録に用いる文字種」であるため、体现形のタイトルや名称の記録（転記を中心とした記録）のように、非統制形の記録に用いる文字種の規定は存在しない。この点が修正提案を提示する第一の理由である。

第二の問題点は、文字種のカテゴリーを示す用語が、一般の日本語とは異なる意味で用いられているだけでなく、相互排他的になっていない点である。

「漢字仮名まじり形」は「日本語の標準的な表記形式であり、漢字、平仮名、片仮名だけでなく、さらに数字、記号およびラテン文字等の各種文字種が含まれている場合もある」

(#1.12.1)のに対し、「漢字形」は、「中国語および韓国・朝鮮語の漢字を主とした表記形式である」(#1.12.4)。この二つの文字種の相違は、「漢字形」が中国語および韓国・朝鮮語の表記形式、「漢字仮名まじり形」は日本語の表記形式と言っているに過ぎない。「夏目漱石」は「漢字仮名まじり形」であるが、「莫言」は漢字形となる。

韓国・朝鮮語の表記には、当然、ハングルを主とした表記があり、それを「ハングル形」と呼んでいる。また、漢字、仮名、ハングル以外の文字種による表記形式を「原綴形」と呼んでいる。ラテン文字、キリル文字、ギリシャ文字等を指す。ラテン文字以外の原綴形をラテン文字に翻字する表記形式を「翻字形」と呼んでいる。

以上の「漢字仮名まじり形」「漢字形」「ハングル形」「原綴形」は記述対象資料の情報源や情報源として使用する参考資料に表記されている形式である。「翻字形」は「原綴形」を翻字法に機械的に変換した形式である。

それに対して、「片仮名形」と「ローマ字形」は主として日本語の読みを用いる表記形式として定義されている。

「片仮名形」は、「統制形の記録に用いる文字種の一つ (#1.12.2)。片仮名を主とした表記形式であり、漢字仮名まじり形などの読みを記録する場合、外国語のタイトルまたは名称を片仮名で記録する場合に用いる」と定義されている。この文字種は、「ワガハイ ワ ネ

コードアル」のような片仮名による読みの記録とともに、「ハムレット」「ウィリアム・シェークスピア」のような片仮名で表記される翻訳著作名や外国人名などを想定している。

「ローマ字形」も同様で、「統制形の記録に用いる文字種の一つ (#1.12.3)。ラテン文字を用いた日本語の表記形式であり、漢字仮名まじり形などの読みを記録する場合に用いる」と定義され、「Wagahai wa neko de aru」がその例である。

読みを記録しない、読みと関わらない文字種として、「ハングル形」と「原綴形」と「翻字形」がある。

このように、#1.12 で定義されている文字種は、統制形の記録に用いる文字種であり、その種類分けは読みの付与に基づくこととなっていて、その意味では NCR1987 の残滓を引きずっている面があると評価できる。

(2) 当面の修正案の概要

①「体现形に関する属性の記録が、資料の識別に根幹的な役割を果たす。」とある。文字の記録（転記の原則による記録）として考えた場合、次の 2 種類がある。

a) 表記形（体现形および著作や個人の名称などの根拠となる参考資料の情報源にある表記の形）

b) 翻字形（「読み」のデータもこのカテゴリーに属する）

「a)を基本とし、記録できない場合には翻字形を用いる」という原則を最初に据えれば、それが何語であれ関係ないことになり、「片仮名形」「漢字仮名まじり形」「漢字形」といった用語を用いる必要がなくなると思われる。このような考え方に従い、「序説」および「総説」の規定をより一般的な規定に変更する。

②「第 1 章 属性総則」の「#1.12 統制形の記録」に先立って、非統制形の記録も包含した「#1.12 タイトルおよび名称とその読み」を挿入し、「#1.12 統制形の記録」にあった文字種の説明および「表 1.12 タイトルおよび名称とその読み」はここに収める。体现形と個別資料のアクセス・ポイントの章（第 24 章、第 25 章）が保留のままであるが、非統制形アクセス・ポイントの基本規定とするためである。

③「#1.12 統制形の記録」は「#1.13 統制形の記録」と項目番号をずらした上で、その内容を統制形の一般規定のみとする。

(3) さらに検討すべき事項

①「片仮名形」「漢字仮名まじり形」「漢字形」という用語は名が体を表していない面があるが、現時点ではそのままとしている。

②「読み」は、当面の修正案では、エレメント・サブタイプとして異形タイトルまたは異形名称として記録することとしているが、別途の検討が必要である。

③ 排列を大きな機能と考える必要がなくなった現在において、「読み」の付与をオプションとすることもできる。

④ 著作、表現形、個人、家族、団体の優先言語が検討課題となっている（翻訳書あるいは参考文献ブック等に現れた名称・タイトルについて、優先名称・優先タイトルを

日本語形とするか原綴形とするかの選択など)。これは優先言語の問題ではないが、国際性を重視するかローカル性を重視するかの問題であり、典拠管理を前提にするならば、いわば「決め」の問題であると考える。

⑤ 第1章の変更在即して、第2章以下の関連条項の修正が必要である。

5-3 修正提案3

個人名における姓名間に記録するコンマは転置の場合に限定し、一般の日本人名には適用しない（付表2参照）。

この修正提案に関わる問題の提起は、『日本目録規則 1965年版』策定時の目録委員長であった関野真吉が1926年に「洋書著者目録に於ける日本人の姓名の記入形式について(一)」⁸⁾を発表したのが最初である。その47年後の1973年にその続編「著者目録における日本人の姓名の記入形式について(二完)」⁹⁾を執筆し再論している。

現在では忘れ去られたこの二つの貴重な論文を紹介しながら、筆者は2007年9月に「標目に使用される個人名の形式について」¹⁰⁾を、2015年3月に「RDAと国際化：個人名の典拠形アクセスポイントの形式をめぐって」¹¹⁾を発表した。1926年から90年間で、筆者が知る限り、この問題を論じたのは、この4論文だけである。

このように図書館界ではその重要性は認識されていないようなので、この提案はおそらく実現しないであろう。しかしカード目録から脱却するこの時期こそ、国際性とローカル性に関わるその重要性を認識してもらい最後のチャンスと考え、あえて提案することとした。

(1) 目録規則の規定の変遷

コンマは本来、William Shakespeare を Shakespeare, William とする転置の場合に使用され、『英米目録規則 1967』(AACR1) イギリス版までは、そのような規定であった。しかし、AACR1 アメリカ版、『英米目録規則 第2版』(AACR2) およびそれを引き継いだ RDA では、「転置」という限定をなくし、姓名間の区切り記号というように定義づけを変更した。

しかし、転置やコンマの使用は、排列のためのものである。RDA 策定過程でも排列機能の重要性が低下したなかでの議論となったが、転置を必要としない地域(例えば日本)からの要望がないため、AACR2 で定まった規定は変更されないままとなった¹²⁾。

個人名が「名+姓」ではなく「姓+名」が中心の国では、日本を除いて、中国、韓国、ハンガリーの目録法において、コンマを使用していない¹³⁾。但し、NDL 作成のデータが VIAF に登録されて以降、その影響を受けてか、中国その他でコンマの使用例が少しずつ出現してきているようである。

(2) 変更を必要と考える理由

著作・表現形の優先・異形タイトル、個人・家族・団体の優先・異形名称の記録の根拠となるのは、表現形ないし参考文献における表記形であり、両者の対応関係は明確になるべきである(表現性の原則)。表現形の属性の記録(表記形あるいは翻字形の記録)に基づき作成される個人の優先名称と異形名称のパターンは、次の表のとおりとなる。

	体現形	優先名称	異形名称
①	吾輩は猫である / 夏目漱石著 〔表記形の記録〕	夏目漱石 ↓ 夏目, 漱石	
	Wagahai wa neko de aru / Natsume Sōseki cho. 〔翻字形の記録〕		Natsume Sōseki ↓ Natsume, Sōseki
②	吾輩ハ猫デアル / 夏目金之助著 〔表記形の記録〕		夏目金之助 ↓ 夏目, 金之助
③	Light and dark / Natsume Sōseki; translated by John Nathan. 〔表記形の記録〕		Natsume Sōseki ↓ Natsume, Sōseki
④	I am a cat / Sōseki Natsume ; translated by Aiko Ito & Graeme Wilson 〔表記形の記録〕		Sōseki Natsume ↓ Natsume, Sōseki

現行の規則では、③の異形名称と④の異形名称の根拠となった体現形を識別できない。すなわち、それぞれの異形名称から体現形における記録を再現することは不可能である（表現性の原則に合致しない）。これが修正案提示の第一の理由である。

姓と名をコンマで区切る個人名の表記は、日本における文字表現の慣習から見てきわめて違和感があるのみならず、Google や Amazon の機械処理データにおいて、以下のような実害が現れてきている（機械可読性の原則に合致しない）。これが修正案提示の第二の理由である。



書誌レコードの機能要件—IFLA書誌レコード機能要件研究グループ最終報告 2004/3
幹雄, 和中, 肇, 古川



6. 図書館目録作成者の視点から見た取り組み

図書館目録作成者の視点から見る課題の多くは、目録規則の運用に関わるものである。おそらく、国立国会図書館、国立情報学研究所等では、来年3月の「全体条文案」刊行後の適用にあたって、適用方法や目録作成システムの改変を含めた検討が行われるであろう。すでに大学図書館の世界では、「これからの学術システム構築検討委員会」が、人的作業の軽量化、機械処理への移行や外部との連携強化、書誌作成システムと書誌利用システムの分離などを方針として、基本方針や実施方針をまとめている¹⁴⁾。これらの方針も新しい目録規則案が指し示す方向性と合致しているように思われる。

ここでは、2010年7月から2011年3月にかけて米国の3国立図書館が実施したRDA導入テストの結果報告(条件付き採用勧告)で示された採用のための条件整備¹⁵⁾を参考にし、以下の要望を日本図書館協会、国立国会図書館、国立情報学研究所等に対し提示したい。

(1) 「全体条文案」のタイトルに規範性を緩めたタイトルの採用の検討を

AACRはRDAとなり、CataloguingもRulesという語もなくなった。仮称ではあるが、「全体条文案」のタイトルにはCataloguingもRulesも含まれている。

「全体条文案」が対象とする資料は、例えば、NDLサーチの検索対象となっている資料すべてを含み、それらの記録を「全国書誌」と捉えるならば、精粗の異なるデータを共存させた全国書誌データベース策定を規則の目標とすべきではないか(NDLが組織として規則策定に関わっているのも故なしとはしない)。そういう点で、表現形の記録方法は柔軟なものとするべきであり、規則ではなく、「書誌的記録(Bibliographic Record)および典拠データ(Authority Data)作成のためのガイドライン」ないし「書誌・典拠データ作成指針」といった規範性を緩めたタイトルに変更すべきではないかというのが一つ目の提言である。

(2) 日本版共同目録プログラム(PCC)の設置

わが国の書誌コントロールの特徴は、大学図書館と公共図書館の交わりの少ない点である。また、全国的な典拠データベースも、国立国会図書館が提供するWeb NDL Authoritiesと大学図書館が共有するNACSIS-CAT著者名典拠ファイルが並存している。目録規則を共有するならば、統一的な書誌・典拠コントロールが望ましいであろう。

このような観点から、集中目録作業の対象外となる地域資料や専門図書館が対象とする資料(音楽資料等)を全国書誌データベースに収録する枠組みとして、日本版PCC(Program for Cooperative Cataloging: BIBCO, NACO等)を設置し、Web NDL AuthoritiesとNACSIS-CAT著者名典拠ファイルを統合した上での共同典拠データ作成維持システムの構築を検討していただきたい。この枠組みの中で、表現形および著作・個人等についての図書館コミュニティが共有する識別子を確定する仕組みを構築していただきたい。

(3) 「全体条文案」の理解促進と研修の実施

本規則は、限定的な機関による集中目録作業における全国的な書誌・典拠データベース

作成の指針であるとともに、そのデータベース利用者による利活用の枠組みを示すことも想定すべきである。このような観点から、FRBRの理解促進と新たな目録作成のコンセプトの理解を促進するために、枝葉を省いたコアエレメントによる事例集を材料として、講習会、研修会等の開催を実施していただきたい。

(4) その他の課題の検討を

- ① 構成レベルの記録にも対応できるように、上位書誌レベルの表示（雑誌記事の収録誌等）をシリーズ表示のエレメントに当てはめていることの是非
- ② 「全体条文案」エレメント・セットおよびボキャブラリーを登録した新 Registry の開発
- ③ MARC に代わる書誌フレームワークの開発
- ④ FRBR-LRM への対応

「全体条文案」は、書誌的事項をエレメント化し、実体の属性と関連の記録を規定するものであるが、2016年2月に書誌的世界に関わる3つの概念モデルFRBR、FRAD、FRSADを統合したモデル案FRBR-LRM (FRBR Library Reference Model)が公表され、このモデルに対応させたRDA Toolkitの開発が始まっている。

このFRBR-LRMでは、体现形の属性はmanifestation statementと呼ばれる唯一の属性だけが規定されている。「体现形に関する属性の記録が、資料の識別に根幹的な役割を果たす」という観点からすると、このmanifestation statementをベースとして、その他の実体との関連が中心課題となる。その点で、これまでの記述データ（体现形の属性）を厳格に作成するという「目録規則」の考え方から、他の実体との関連付けを中心とした考え方に重点課題を移行させてゆく必要がある。

7. 司書課程教員の視点から見た取り組み

カード目録に基づく概念からの脱却により、将来の図書館員育成の現場において、OPACに慣れ親しんだ若者の理解が広まることが期待される。そのためには、次の取り組みが必要である。

- ① 利用者の観点から見た目録作成・再活用、図書館における書誌コントロールの重要性の理解の促進
- ② 上記の考え方を反映した新しい教科書の作成

付表 1：言語・文字種関連条項の修正案

「全体条文案」	修正案
<p>序説</p> <p>4-2) 本規則の特徴</p> <p>⑩アクセス・ポイントの言語・文字種と読み、<u>排列の扱い</u></p> <p>NCR1987 年版では、タイトル・著者等の標目について、和資料は片仮名で、洋資料はローマ字で表すこととしていた。漢字仮名まじり形等を標目としないのは、カード目録における排列を考慮した規定であった。本規則では、作成・提供の電子化が進んでからの目録慣行を踏まえて、<u>日本語の優先タイトルおよび日本の個人・団体・家族・場所の優先名称について漢字仮名まじり形とし、あわせて片仮名形の読みを記録することを原則とする。外国語（中国語及び韓国・朝鮮語を除く）の優先タイトルおよび外国の個人等の優先名称については、原語形とする本則と、日本語形とする別法を設け、データ作成機関の選択に委ねる。</u></p> <p>NCR1987 年版は、記述の部、標目の部に続けて排列の部を設けていたが、目録の作成・提供の電子化を考慮して、本規則では排列を扱わない。</p> <p><第 0 章 総説></p> <p>#0.8 優先言語・文字種の選択</p> <p><u>データ作成機関は、優先言語および文字種を選択する必要がある。</u></p> <p><u>日本語（漢字仮名まじり形）のみを選択することも、資料の言語によって、日本語（漢字仮名まじり形）と日本語以外の言語（原綴形、翻字形等、漢字仮名まじり形以外の形）を使い分けることも可能である。</u></p>	<p>序説</p> <p>4-2) 本規則の特徴</p> <p>⑩アクセス・ポイントの言語・文字種と読み、<u>排列の扱い</u></p> <p>NCR1987 年版では、タイトル・著者等の標目について、和資料は片仮名で、洋資料はローマ字で表すこととしていた。漢字仮名まじり形等を標目としないのは、カード目録における排列を考慮した規定であった。本規則では、作成・提供の電子化が進んでからの目録慣行を踏まえて、<u>優先言語および文字種によるタイトルおよび名称（またはその翻字形）をアクセス・ポイントとすることを原則とする。あわせて必要な場合には、タイトルおよび名称の読みを片仮名形またはローマ字形で記録する。</u></p> <p>NCR1987 年版は、記述の部、標目の部に続けて排列の部を設けていたが、目録の作成・提供の電子化を考慮して、本規則では排列を扱わない。</p> <p><第 0 章 総説></p> <p>#0.8 言語および文字種</p> <p><u>情報源に表示された情報を転記するエレメントにおいては、情報源に表示されている言語および文字種によることを原則とする。</u></p> <p><u>（参照：#1.11 を見よ。）</u></p> <p><u>但し、転記ができない文字種の場合には、データ作成機関が採用した翻字法に従って</u></p>

<p>選択した優先言語によって、目録用言語が定まる。</p> <p>本規則の各条項では、目録用言語を日本語とする場合および英語とする場合に対応している。他の言語を目録用言語とする場合は、語彙のリストや規定に指示された語句を、必要に応じて目録用言語による表現に置き換えて記録する。</p> <p><第1章 属性総則></p> <p>#1.11 転記</p> <p>第2章の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源に表示された情報を転記する。</p> <p>a) タイトル (参照: #2.1.0.4 を見よ。)</p> <p>b) 責任表示 (参照: #2.2.0.4 を見よ。)</p> <p>c) 版表示 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)</p> <p>d) 逐次刊行物の順序表示 (参照: #2.4.0.4 を見よ。)</p> <p>e) 出版表示 (参照: #2.5.0.4 を見よ。)</p> <p>f) 頒布表示 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 製作表示 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)</p> <p>h) 制作表示 (参照: #2.8.0.4 を見よ。)</p> <p>i) 著作権年 (参照: #2.9.2 を見よ。)</p> <p>j) シリーズ表示 (参照: #2.10.0.4 を見よ。)</p> <p>情報源に表示された情報を転記する場合は、文字の大小の表示は再現せず、#1.11.1</p>	<p><u>翻字して記録する。</u></p> <p><u>任意追加として、表記形に加えて翻字形を追加して記録することができる。</u></p> <p><u>その他のエレメントについては、データ作成機関が選択する優先言語および文字種を用いる。</u></p> <p>選択した優先言語によって、目録用言語が定まる。</p> <p><u>(参照: #1.10 を見よ。)</u></p> <p>本規則の各条項では、目録用言語を日本語とする場合および英語とする場合に対応している。他の言語を目録用言語とする場合は、語彙のリストや規定に指示された語句を、必要に応じて目録用言語による表現に置き換えて記録する。</p> <p><第1章 属性総則></p> <p>#1.11 転記</p> <p>第2章の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源に表示された情報を転記する。</p> <p><u>(参照: #0.8 を見よ。)</u></p> <p>a) タイトル (参照: #2.1.0.4 を見よ。)</p> <p>b) 責任表示 (参照: #2.2.0.4 を見よ。)</p> <p>c) 版表示 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)</p> <p>d) 逐次刊行物の順序表示 (参照: #2.4.0.4 を見よ。)</p> <p>e) 出版表示 (参照: #2.5.0.4 を見よ。)</p> <p>f) 頒布表示 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 製作表示 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)</p> <p>h) 制作表示 (参照: #2.8.0.4 を見よ。)</p> <p>i) 著作権年 (参照: #2.9.2 を見よ。)</p> <p>j) シリーズ表示 (参照: #2.10.0.4 を見よ。)</p> <p>情報源に表示された情報を転記する場合は、文字の大小の表示は再現せず、#1.11.1</p>
---	--

<p>～#1.11.11 およびそれらの規定が参照する付録に従って記録する。</p> <p>なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロードなど（メタデータのハーベストなど）によるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用してよい。</p> <p>#1.11 転記 別法</p> <p>第 2 章の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源に表示された情報を転記する。</p> <p>a) タイトル（参照: #2.1.0.4 を見よ。） b) 責任表示（参照: #2.2.0.4 を見よ。） c) 版表示（参照: #2.3.0.4 を見よ。） d) 逐次刊行物の順序表示（参照: #2.4.0.4 を見よ。） e) 出版表示（参照: #2.5.0.4 を見よ。） f) 頒布表示（参照: #2.6.0.4 を見よ。） g) 製作表示（参照: #2.7.0.4 を見よ。） h) 制作表示（参照: #2.8.0.4 を見よ。） i) 著作権年（参照: #2.9.2 を見よ。） j) シリーズ表示（参照: #2.10.0.4 を見よ。）</p> <p>*情報源に表示された情報を転記する場合は、データ作成機関が定める、または採用すると定めた基準に従って記録する。この場合は、#1.11.1～#1.11.11 およびそれらの規定が参照する付録に従う必要はない*</p>	<p>～#1.11.11 およびそれらの規定が参照する付録に従って記録する。</p> <p>なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロードなど（メタデータのハーベストなど）によるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用してよい。</p> <p>#1.11 転記 別法</p> <p>第 2 章の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源に表示された情報を転記する。</p> <p><u>（参照: #0.8 を見よ。）</u></p> <p>a) タイトル（参照: #2.1.0.4 を見よ。） b) 責任表示（参照: #2.2.0.4 を見よ。） c) 版表示（参照: #2.3.0.4 を見よ。） d) 逐次刊行物の順序表示（参照: #2.4.0.4 を見よ。） e) 出版表示（参照: #2.5.0.4 を見よ。） f) 頒布表示（参照: #2.6.0.4 を見よ。） g) 製作表示（参照: #2.7.0.4 を見よ。） h) 制作表示（参照: #2.8.0.4 を見よ。） i) 著作権年（参照: #2.9.2 を見よ。） j) シリーズ表示（参照: #2.10.0.4 を見よ。）</p> <p>*情報源に表示された情報を転記する場合は、データ作成機関が定める、または採用すると定めた基準に従って記録する。この場合は、#1.11.1～#1.11.11 およびそれらの規定が参照する付録に従う必要はない*</p> <p>#1.12 タイトルおよび名称とその読み</p> <p><u>アクセス・ポイントとして必要な場合には、タイトルおよび名称の記録にあわせて、それらの読みを異形タイトルまたは異形名称として片仮名形および（または）ローマ字形で記録する。</u></p>
--	--

タイトルおよび名称とその読みの記録に用いる文字種には、漢字仮名まじり形、片仮名形、ローマ字形、漢字形、ハングル形、原綴形または翻字形がある。これらは、タイトルおよび名称とその読みにおいて、表 1.12 のとおり用いられる。詳細は#1.12.1～#1.12.7 で定める。

(参照：文字種の選択については、#4.1.3C、#4.1.3C 別法、#6.1.3.2C、#6.1.3.2C 別法、#8.1.3.2B、#8.1.3.2B 別法を見よ。)

表 1.12 タイトルおよび名称とその読みの文字種

<u>タイトルおよび名称</u>	<u>読み</u>
<u>漢字仮名まじり形</u>	<u>片仮名形および(または)ローマ字形</u>
<u>片仮名形</u>	<u>片仮名形および(または)ローマ字形、または記録しない</u>
<u>漢字形</u>	<u>片仮名形および(または)ローマ字形、またはハングル形(韓国・朝鮮語の場合)</u>
<u>ハングル形</u>	<u>(原則として記録しない)</u>
<u>原綴形</u>	<u>(原則として記録しない)</u>
<u>翻字形</u>	<u>(原則として記録しない)</u>

#1.12 統制形の記録

統制形は、第 4 章～第 12 章におけるタイトルおよび名称の記録に使用する表記形式である。統制形の記録にあたっては、デ

#1.13 統制形の記録

統制形は、第 4 章～第 12 章におけるタイトルおよび名称の記録に使用する表記方法である。統制形の記録にあたっては、デ

一タ作成機関が優先する言語および文字種を定めておく必要がある。

(参照: #0.8 を見よ。)

著作の優先タイトルおよび個人・家族・団体、場所の優先名称は、選択した言語および文字種で記録する。著作の異形タイトルおよび個人・家族・団体、場所の異形名称は、必要に応じて適切な言語および文字種で記録する。

文字種には、漢字仮名まじり形、片仮名形、ローマ字形、漢字形、ハングル形、原綴形または翻字形がある。これらは、タイトルおよび名称とその読みにおいて、表 1.12 のとおり用いられる。詳細は#1.12.1～#1.12.7 で定める。

(参照: 文字種の選択については、#4.1.3C, #4.1.3C 別法, #6.1.3.2C, #6.1.3.2C 別法, #8.1.3.2B, #8.1.3.2B 別法を見よ。)

表 1.12 タイトルおよび名称とその読みの文字種

<u>タイトルおよび名称</u>	<u>読み</u>
<u>漢字仮名まじり形</u>	<u>片仮名形および(または)ローマ字形</u>
<u>片仮名形</u>	<u>片仮名形および(または)ローマ字形、または記録しない</u>
<u>漢字形</u>	<u>片仮名形および(または)ローマ字形、またはハングル形 (韓国・朝鮮語の場合)</u>
<u>ハングル形</u>	<u>(原則として記録しない)</u>
<u>原綴形</u>	<u>(原則として記録しない)</u>

一タ作成機関が優先する言語および文字種を定めておく必要がある。

(参照: #0.8 を見よ。)

著作の優先タイトルおよび個人・家族・団体、場所の優先名称は、選択した言語および文字種で記録する。著作の異形タイトルおよび個人・家族・団体、場所の異形名称は、必要に応じて適切な言語および文字種で記録する。

統制形の記録にあたっては、文字の大小の表示は再現しない。略語については、付録#A.3 に示すものを使用する。また、数字の記録については、#1.11.10.1～#1.11.10.5 に従う。

採用した情報源に誤表示がある場合は、正しい表記に修正して優先タイトルまたは優先名称を記録する。誤表示が重要な場合は、これを異形タイトルまたは異形名称として記録する。

著作、表現形、個人・家族・団体における識別要素の記録の方法は、第4章～第8章で規定する。

(参照: #4.0.3, #5.0.3, #6.0.3, #7.0.3, #8.0.3 を見よ。)

<u>い)</u> <u>翻字形</u> <u>(原則として記録しな</u> <u>い)</u>	
#1.12.1 ~#1.12-14 #1.13~1.13.3	#1.13-1~#1.13-14 #1.14~1.14.3

付表 2 : 姓名の形をもつ名称 (個人名の形式) の修正案

「全体条文案」	修正案
<p>#6.1.4.1 姓名の形をもつ名称</p> <p>姓名の形をもつ名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録する。名称に含まれる尊称や敬称は省略する。</p> <p>湯川, 秀樹 ユカワ, ヒデキ ノグチ, イサム</p> <p>Shakespeare, William</p> <p>安岡, 正篤 ヤスオカ, マサヒロ (「安岡正篤先生」の敬称を省略)</p> <p>近衛, 文麿 コノエ, アヤマロ (「近衛文麿閣下」の敬称を省略)</p> <p>佐藤, 信淵 サトウ, ノブヒロ (「佐藤信淵大人」の敬称を省略)</p> <p>姓名の形をもつ名称は、本名の場合も筆名の場合もある。また、複数の個人による共有筆名で、姓と名のように慣用されている名称の場合もある。</p> <p>Queen, Elery</p> <p>霧島, 那智 キリシマ, ナチ</p> <p>#6.1.5.1 複合姓等</p> <p>複合姓のように、日本人の名称の要素と外</p>	<p>#6.1.4.1 姓名の形をもつ名称</p> <p><u>姓名の形をもつ名称は、姓を記録し、スペースで区切って、名を記録する。姓と名を転置する場合には、姓名間をコンマとスペースで区切る。名称に含まれる尊称や敬称は省略する。</u></p> <p>湯川 秀樹 ユカワ ヒデキ ノグチ イサム</p> <p>Shakespeare, William</p> <p>安岡 正篤 ヤスオカ マサヒロ (「安岡正篤先生」の敬称を省略)</p> <p>近衛 文麿 コノエ アヤマロ (「近衛文麿閣下」の敬称を省略)</p> <p>佐藤 信淵 サトウ ノブヒロ (「佐藤信淵大人」の敬称を省略)</p> <p>姓名の形をもつ名称は、本名の場合も筆名の場合もある。また、複数の個人による共有筆名で、姓と名のように慣用されている名称の場合もある。</p> <p>Queen, Elery</p> <p>霧島 那智 キリシマ ナチ</p> <p>#6.1.5.1 複合姓等</p> <p>複合姓のように、日本人の名称の要素と外</p>

<p>国人の名称の要素から構成されている名称は、本人が常用している形か、慣用形で記録する。</p> <p>クルム伊達, 公子 クルムダテ, キミコ Date-Krumm, Kimiko 篠田ユール, 洋子 シノダユール, ヨウコ Yuile, Yoko Shinoda</p> <p>#6.1.5.2 姓名の順が逆転している名称 名, 姓の順に構成されている日本人の筆名, 芸名などは, その順に, コンマで区切らずに記録する。その読みは分かち書きして記録する。</p> <p>ジェームス三木 ジェームスミキ フランキー堺 フランキーサカイ</p> <p>#6.1.5.3 姓と名のように慣用されている名称 姓と名ではないが, 姓と名のように慣用されている名称は, 姓と名の場合と同様な形で記録する。</p> <p>a) 姓と雅号から成る名称 松尾, 芭蕉 マツオ, バショウ 島崎, 藤村 シマザキ, トウソン</p> <p>b) 全体が筆名, 雅号, 屋号である名称 東洲斎, 写楽 トウシュウサイ, シャラク 十返舎, 一九 ジッペンシャ, イック 三遊亭, 円朝 サンユウテイ, エンチョウ 江戸川, 乱歩 エドガワ, ランポ 獅子, 文六 シシ, ブンロク</p> <p>c) 地名が姓のように慣用されている名称 佐倉, 惣五郎 サクラ, ソウゴロウ (江戸時代前期の名主で姓は木内氏だが, 地名と結びつく名称で知られている。)</p>	<p>国人の名称の要素から構成されている名称は、本人が常用している形か、慣用形で記録する。</p> <p>クルム伊達 公子 クルムダテ キミコ Date-Krumm, Kimiko 篠田ユール 洋子 シノダユール ヨウコ Yuile, Yoko Shinoda</p> <p>#6.1.5.2 姓名の順が逆転している名称 <u>名, 姓の順に構成されている日本人の筆名, 芸名などは, その順に, 転置せずに記録する。</u></p> <p>ジェームス三木 ジェームスミキ フランキー堺 フランキーサカイ</p> <p>#6.1.5.3 姓と名のように慣用されている名称 姓と名ではないが, 姓と名のように慣用されている名称は, 姓と名の場合と同様な形で記録する。</p> <p>a) 姓と雅号から成る名称 松尾 芭蕉 マツオ バショウ 島崎 藤村 シマザキ トウソン</p> <p>b) 全体が筆名, 雅号, 屋号である名称 東洲斎 写楽 トウシュウサイ シャラク 十返舎 一九 ジッペンシャ イック 三遊亭 円朝 サンユウテイ エンチョウ 江戸川 乱歩 エドガワ ランポ 獅子 文六 シシ ブンロク</p> <p>c) 地名が姓のように慣用されている名称 佐倉, 惣五郎 サクラ ソウゴロウ (江戸時代前期の名主で姓は木内氏だが, 地名と結びつく名称で知られている。)</p>
---	--

<p>#6.1.5.4 姓名の間に「ノ」を入れて読む名称 おおよそ中世までの人名で慣用される、姓と名の間の「ノ」の読みは、原則として記録しない。ただし、姓が短い場合に例外的に「ノ」を記録することがある。</p> <p>山部, 赤人 ヤマベ, アカヒト 源, 実朝 ミナモト, サネトモ 千, 利休 セン, リキュウ 太, 安麻侶 オオノ, ヤスマロ 紀, 貫之 キノ, ツラユキ</p> <p>#6.1.6 中国人の名称 中国人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4 によるほか、次のとおりとする。</p> <p>a) 漢字形を選択した中国人の名称は、原則として個人と結びつく資料や参考資料でよく見られる字体（繁体字・簡体字を含む）で記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名形および（または）ローマ字形（ピンインを含む）で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>b) 片仮名形または他の原綴形を選択した中国人の名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名形および（または）ローマ字形（ピンインを含む）で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>（参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2C を見よ。）</p> <p>毛, 沢東 モウ, タクトウ</p>	<p>#6.1.5.4 姓名の間に「ノ」を入れて読む名称 <u>おおよそ中世までの人名で慣用される、姓と名の間の「ノ」の読みを入れて記録する。</u></p> <p>山部 赤人 ヤマベ ノ アカヒト 源 実朝 ミナモト ノ サネトモ 千 利休 セン ノ リキュウ 太 安麻侶 オオ ノ ヤスマロ 紀 貫之 キノ ノ ツラユキ</p> <p>#6.1.6 中国人の名称 中国人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4 によるほか、次のとおりとする。</p> <p>a) 漢字形を選択した中国人の名称は、原則として個人と結びつく資料や参考資料でよく見られる字体（繁体字・簡体字を含む）で記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名形および（または）ローマ字形（ピンインを含む）で、<u>姓名をスペースで区切って記録</u>するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>b) 片仮名形または他の原綴形を選択した中国人の名称は、<u>姓を記録し、スペースで区切って、名を記録</u>するか、適切な単位に分ち書きして記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名形および（または）ローマ字形（ピンインを含む）で、<u>姓名をスペースで区切って記録</u>するか、適切な単位に分ち書きして記録する。</p> <p>（参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2C を見よ。）</p>
---	--

葉, 昌熾 シヨウ, ショウシ	毛 沢東 モウ タクトウ
沈, 復 シン, フク	葉 昌熾 シヨウ ショウシ
楊, 逸 ヤン, イー	沈 復 シン フク
シュエ, シャオルー	楊 逸 ヤン イー
蘇, 軾 ソ, ショク	シュエ シャオルー
Lee, Yuan Chuan	蘇 軾 ソ ショク
<以下略>	Lee Yuan Chuan
	<以下略>

- 1) 和中幹雄「日本目録規則（NCR）2018年版」（仮称）への期待と要望」
<http://josoken.digick.jp/meeting/2017/Wanaka201703.pdf>
- 2) 日本図書館協会目録委員会「日本目録規則（NCR）2018年版（仮称）全体条文案」（2017年2月3日）
<http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/tabid/643/Default.aspx#code>
- 3) <http://techser.info/wp-content/uploads/2015/03/66-201503-2-PB.pdf>
- 4) *Statement of International Cataloguing Principles 2009*
<https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/icp/icp_2009-en.pdf>での一般原則は2.1～2.9の9項目であったが、*Statement of International Cataloguing Principles (ICP) 2016*の改訂版<<https://www.ifla.org/publications/node/11015>>では、2.10～2.13が追加され13項目となった。
- 5) 国立国会図書館収集書誌部訳「国際目録原則覚書（2009年）」
https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/icp/icp_2009-ja.pdf
- 6) この用語も含めた「一般原則」の用語の成り立ちについては、和中幹雄「「国際目録原則」における「一般原則」について」『資料組織化研究-e』No.58(2010.3), p. 10-11 参照
<<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/01/58-201003-1-PB.pdf>>
- 7) https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/icp/icp_2009-ja.pdf
- 8) 関野真吉「洋書著者目録に於ける日本人の姓名の形式について（一）」『図書館研究』（芸艸会）第5巻第1号，1926年5月
- 9) 関野真吉「著者目録における日本人の姓名の記入形式について（二完）」（昭和48年7月補）（関野真吉『図書目録法研究』関野真吉先生喜寿記念会，1973.12, p. 7-26 所収）
- 10) 和中幹雄「標目に使用される個人名の形式について」『整理技術研究グループ50周年記念論集』（日本図書館研究会整理技術研究グループ）2007.9, p.144-151
- 11) 和中幹雄「RDAと国際化：個人名の典拠形アクセスポイントの形式をめぐって」『資料組織化研究-e』No.66, 2015.3, p. 26-48
- 12) RDA策定過程における姓を含む個人名の記録についてのJSCでの議論については，上掲11), p. 34-39 参照。
- 13) 上掲10), 11)参照。
- 14) これからの学術情報システム構築検討委員会「NACSIS-CAT/ILLの軽量化・合理化について（基本方針）」平成28年6月29日
<http://www.nii.ac.jp/content/korekara/archive/korekara_doc20160629.pdf>
これからの学術情報システム構築検討委員会「NACSIS-CAT/ILLの軽量化・合理化について（実施方針）」平成29年2月8日
<http://www.nii.ac.jp/content/korekara/archive/korekara_doc20170208.pdf>
- 15) RDAテスト結果と勧告で示された採用条件には次の9項目があった。
 - (1) RDAを，明瞭で，曖昧でなく平易な英語で条文を書き換える。
 - (2) RDA更新プロセスを改善する。

-
- (3) RDA ツールキットの機能を改善する。
 - (4) MARC およびその他の符号化スキーマによる十分な RDA レコード事例集を開発する。専門図書館界（逐次刊行物，貴重書，楽譜等）を含む。
 - (5) RDA エlement・セットおよびボキャブラリーの登録を完成する。
 - (6) MARC の後継に向けた信頼できる進捗を示す。
 - (7) コミュニティの関与を確保し促進する。
 - (8) RDA の研修を指導し組織する。
 - (9) RDA エlement・セット（関連を含む）を用いた入力およびディスカバリー・システムのプロトタイプの実演を求める。

(わなか みきお 大阪学院大学)
(2017年4月3日受付)
(2017年4月10日受理)